

意見聴取要請の概要

○ 食品安全基本法第 24 条第 1 項関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる添加物の使用基準を改正すること。

（平成 17 年 4 月 26 日付け）

・ヒドロキシプロピルメチルセルロース

（ヒドロキシプロピルメチルセルロースは、セルロースのメチル及びヒドロキシプロピルの混合エーテルであり、セルロース繊維を水酸化ナトリウム、塩化メチル、プロピレンオキサイトと反応させることにより調整される。今回、現在の使用基準である「ヒドロキシプロピルメチルセルロースは、保健機能食品たるカプセル剤及び錠剤以外の食品に使用してはならない。」を廃止し、保健機能食品たるカプセル剤及び錠剤以外の食品についても使用ができるようにするものである。

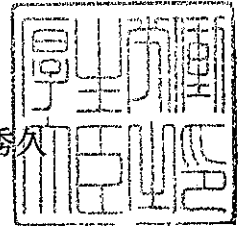


厚生労働省発食安第0426001号
平成17年4月26日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる添加物の使用基準を改正すること。

ヒドロキシプロピルメチルセルロース

